

第十三回 参議院人事委員會會議錄第十二号

昭和二十七年四月十六日(水曜日)午前
十時五十九分開会

出席者は左の通り。

委員長 カニエ邦彦君
理事 千葉 信君

委員 北村 一男君
溝口 三郎君
木下 源吉君

政府委員 内閣官房副長官 青野 義丸君
人事院事務総長 瀧本 忠男君
局給与局長 岡部 史郎君
人事院事務局長 佐々木秀世君
運輸政務次官 柳澤 米吉君
海上保安庁長官 川島 孝彦君
常任委員 熊登御堂定君
金専門員

本日、の會議に付した事件
○公務員等の懲戒免除等に関する法律
案(内閣送付)
○海上警備隊の職員の給与等に関する
法律案(内閣送付)
○一般職の職員の給与に関する法律の
一部を改正する法律案(内閣提出、
衆議院送付)

○委員長(カニエ邦彦君) 只今から人
事委員會の會議を開きます。
本日、の會議に付する案件は、一般職

第二部 人事委員會會議錄第十二号

昭和二十七年四月十六日【参議院】

の職員の給与に関する法律の一部を改
正する法律案、これは本審議になつて
おります。公務員等の懲戒免除等に関
する法律案及び海上警備隊の職員の給
与等に関する法律案、この二件は予備
審査であります。つきましては、公務
員等の懲戒免除等に関する法律案、こ
れの提案理由の説明を願いたいと思ひ
ます。

○政府委員(青野義丸君) 只今議題と
なりました公務員等の懲戒免除等に関
する法律案につきまして、その提案理
由並びに要旨を御説明申し上げます。

御承知の通り、従来天皇の即位及び
大喪、皇太子の誕生等、国民が挙げて
悲喜を分つ慶弔事のあるに際しては、
一方で恩赦が行われると同時に、他方
で公務員等の懲戒の免除、弁償責任の免
除及び公証人、弁護士等一定の職種に
ついての懲戒の免除が行われるのがお
おむね通例となつておるのであります。
政府におきましては、今回日本国と
の平和條約の発効により我が国自立達
成の記念すべきときを迎えるに際し、
広く恩赦を行うべく、別に準備を進め
ておるのであります。この際、先例
に鑑みまして、公務員等の懲戒の免除
及び弁償責任の免除をも同時に実施し
たいと考えている次第であります。

併しながら、旧憲法の下にありま
しては、公務員等の懲戒の免除及び弁
償責任の免除の措置は、恩赦と同様、
いずれも天皇の大権の事項とせられ、
従つて勅令により実施せられたのであ
ります。新憲法下の今日におきまし
ては、恩赦が恩赦法に基いて行われま

すように、懲戒の免除、弁償責任の減
免につきましても、法律によるべきで
ありまして、特別の立法措置を要する
ものと考えられるのであります。これ
が法律案を提案するに至りました理由
であります。

次に、本法律案の要旨の概要を御説
明申し上げます。第一に、従来の例によ
りますと、懲戒の免除及び弁償責任の免
除は、その実地の都道府県公務員等の懲
戒の免除、地方公務員等の懲戒の免除、
海技従事者及び水先人の懲戒の免除、
公証人、弁護士、司法書士、弁理士及び
計理士の懲戒の免除並びに出納官吏等
の弁償責任の免除というようにに分けま
して、それ、別個の勅令によつて行
われたのであります。本案におきま
しては、これらの措置を単一の法律に
まとめ、且つ恒久的な制度として確立
することとしたのであります。

第二に、本案におきましては、大赦
又は一般的な復権が行われる場合にお
いて、これと並行して行われる懲戒の
免除、弁償責任の免除につき、その基
本的な事項を規定するのであります。
て、実施についての具体的な必要な事
項は、政令又は地方公共団体の條例で
定めらるることとしたのであります。

第三に、懲戒の免除について申し上げ
ますと、先ずその対象については、国
家公務員、地方公務員、日本国有鉄道
及び日本専売公社の職員のほかは、別
に政令で定めらるることとしたのであ
ります。これはおおよそ先例の趣旨に従
つて、公証人、弁護士その他を指定する所
存であります。次に、これらの者に對

する具体的な措置は、実施の都度政令
によつて行うのであります。ただ地方
公務員につきましては、地方自治尊重
の建前から、條例で定めらるることと
いたしました。

第四に、弁償責任の減免につきまし
ても、懲戒の免除と同様、その考え方
は、おおよそ従来の例を踏襲すること
としたのであります。ただ従前におきま
しては、弁償責任はすべて一律に全部免
除されるという建前になつておりました
が、これは恒久的な制度として考え
ますと、その影響するところが大であ
り、必ずしも妥当とは申しられぬ点もあ
ります。本案では弁償責任の一部
免除の場合を含め、減免することがで
きる。としたのであります。具体的な減免
措置については、地方公務員については
條例で、その他の者については政令で
定めらることは、懲戒の免除と同様
であります。

第五に、懲戒の効果につきまして
は、この免除を受けた日から将来に向
つてのみ効果を持つのであります。既
成の効果は変更されないことを明確
にいたしました。これは、従来も同
様であります。次に公務員公証人など
は、懲戒の処分によつて免職となり
ますと、その後一定期間は再びその職
又は特定の職につく資格を失うことにな
つてゐるのであります。懲戒の免
除によつて、それらの資格を回復する
か否かについて、従来は何らの規定な
く、ただ実際の運用において回復する
ものとして取扱われていたのであります。
本案におきましては、これらの事

情及び一般的な復権との均衡を考慮した
しまして、懲戒の免除により、それら
の資格は当然回復する旨明記すること
にいたしました。最後は懲
戒の処分等に関する訴訟、訴願等不服
の申立等につきましては、懲戒の免除
又は弁償責任の免除を受けても影響さ
れないことを明らかにいたしました。
以上、本法律案の提案理由並びに要
旨の概要を御説明申し上げます。何と
ぞ速やかに御審議の上御賛成あらんこ
とをお願い申し上げます。

○委員長(カニエ邦彦君) 本案に對す
る質疑は後日にいたすことにして御異
議ございませんか。

○委員長(カニエ邦彦君) さよう決定
いたしました。

○委員長(カニエ邦彦君) 次に、海上
警備隊の職員の給与等に関する法律案
の提案理由の説明を願いたいと思ひ
ます。

○政府委員(佐々木秀世君) 只今議題
となりました海上警備隊の職員の給与
等に関する法律案につきまして、その
提案理由並びにその要旨を御説明上
げます。

先に御審議頂きました海上保安庁法
の一部を改正する法律案によりまして、
新たに海上保安庁に設けられました海
上警備隊には、海上警備官及びその他
の職員が置かれ、これらの職員は國家
公務員法第二條の特別職の職員とされ
たのであります。従いまして、これら
の職員に對する給与につきましては、

新たにその支給基準を定める必要があるものであります。よつて海上警備隊の職員の給与に關しましては、その勤務の実態に相応するよう、而も一般職又はその他の国家公務員の給与水準との均衡を考慮し、更に給与事務の簡素化を図ることを基本原則といたしまして、この法律案を立案いたしました次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明いたします。第一に、海上警備官の給与についてであります。陸上勤務者との人事交流を容易にするため、給与事務を簡素化するため、給与即ち俸給、扶養手当、乗船手当、航海手当等は日額制とし、俸給につきましては、一般職の警察官の給与ベースを基準といたしまして、海陸一本建として定めることといたしてあります。又扶養手当につきましては、一般職の国家公務員とおおよそ同じ程度になるように定め、船舶に乗り組む者の給与につきましては、右のほか海上勤務の特殊性を考慮いたしまして、乗船手当及び航海手当を設け、この二つの手当を併せまして、俸給のおおよそ四五%程度の額を支給することといたしてあります。なお海上警備官につきましても、一般職の国家公務員に支給されております勤務地手当は設けてありませんが、これに相当する額のは、平均して俸給に加味した次第であります。第二に、海上警備官には、一定の範囲におきまして、食事を支給するものとし、又職務に必要な被服を支給又は貸与することといたしてあります。第三に、海上警備官が私傷病により療養の必要がある場合には、国が、国家公務員共済組合法に定める例により療養費の負担

担をすることにいたしてあります。第四に、恩給法の規定の適用につきましては、三等海上警備士以上の海上警備官は、文官と同様にその他の海上警備官は、警察監獄職員と同様に取扱うことといたしてあります。第五といたしまして、海上警備官には、以上申し上げましたほかに、休職中の職員の給与並びに寒冷地手当及び石灰手当等につきましては、一般職の国家公務員の例により支給することといたしてあります。第六に、海上警備官以外の職員の給与であります。これら職員の等級は、一級から十四級までとすることにいたし、その給与はすべて一般職の国家公務員の例に準じて支給するよう定め、海上警備隊の職員の勤務時間及び休暇につきましても、職員の健康保持及び福祉の増進を考慮して政令で定めることといたしてあります。

以上が、この法律案を提出いたしました理由並びにその内容の概略であります。何とぞ御審議の上速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(カニエ邦彦君) 本案に対する質疑は本日举行しますか。

○木下源吾君 あとにしたら如何ですか。

○委員長(カニエ邦彦君) それでは本案に対する質疑は後日にいたしたいと思います。本日はこの程度にいたしたいと思います。【異議なし】と呼ぶ者あり。

○委員長(カニエ邦彦君) それではさよう決定いたします。

○委員長(カニエ邦彦君) 次に一般職の職員の給与に關する法律の一部を改

正する法律案、これは前回の委員会におきまして、内閣官房長官との間における懇談会をやることになつておりましたので、ついでに度野副官がお見えになつておりますので、この機会に懇談会をこれから行うということにしたいと思います。御異議ございませんか。

【異議なし】と呼ぶ者あり。

○委員長(カニエ邦彦君) それではさよういたしまして、懇談会を開きますので、委員会としては本日はこれにて散会いたします。

午前十一時十五分散会

四月十四日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、海上警備隊の職員の給与等に関する法律案

海上警備隊の職員の給与等に関する法律案

海上警備隊の職員の給与等に関する法律案

(この法律の趣旨)

第一條 この法律は、海上保安庁法(昭和二十三年法律第二十八号)第二章に規定する海上警備隊の職員(以下「隊員」という。)について、その給与、勤務時間及び休暇並びに恩給法(大正十二年法律第四十八号)及び国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)の特例に關する事項等を定めるものとする。

(金銭又は有価物の支給)

第二條 いかなる金銭又は有価物もこの法律に基かないで、隊員に支給し、又は無料で貸与してはなら

ない。但し、他の法律に別段の定めのある場合は、この限りでない。

(給与の支払)

第三條 この法律の規定による給与は、法律に別段の定めのある場合を除き、毎月一定の期日に現金で直接隊員に支払わなければならない。但し、隊員が船舶に乗り組んでいる場合には、隊員の収入により生計を維持する者で隊員の指定するものに、その給与の全部又は一部を支払うことができる。

2 隊員が、自己又はその収入によつて生計を維持する者の疾病、災害その他の政令で定めるこれらに準ずる非常の場合の費用に充てるために給与の支払を請求したときは、隊員の受けるべきその日まで給与を支拂ふべき日までに支給しなければならない。

(俸給)

第四條 海上警備官には、次條から第十條までに定めるところに従い、別表第一又は別表第二に掲げる額の俸給を支給する。

(初任給)

第五條 新たに任用された海上警備官の俸給は、別表第一に掲げるその属する階級における俸給の額の最低号俸による。但し、その海上警備官がその属する階級について必要な最低限度の知識又は経験をこえる知識又は経験を有する場合においては、政令で定めるところにより、これより上位の号俸によることができる。

(昇給)

第六條 海上警備官が現に受けている別表第一に掲げる号俸を受ける

に至つた時から左に掲げる期間を良好な成績で勤務したときは、その者の属する階級における俸給の幅の中において直近上位の号俸に昇給させることができる。

一 一等海上警備士補の階級以下

の階級を有する者にあつては、六月以上

二 三等海上警備士の階級以上二等海上警備正の階級以下の階級を有する者にあつては、九月以上

三 一等海上警備正の階級以上の階級を有する者にあつては、十二月以上

2 海上警備官の勤務成績が特に良好である場合においては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する期間を短縮し、若しくはその現に受ける別表第一に掲げる号俸より二号俸以上の上位の号俸まで昇給させ、又はそのいずれをもあわせ行うことができる。

3 海上警備官の俸給日額が別表第一に掲げるその者の属する階級における俸給の額の最高号俸による額である場合又は最高号俸による額をこえている場合には、その者が同一の階級にある間は、昇給しない。但し、それらの俸給日額を受けている海上警備官で、その俸給日額を受けた期間が長期にあたるもの、勤務成績が特に良好であるもの等については、その海上警備官の属する階級における俸給の最高号俸による額をこえて、別表第二においてその者の俸給日額に該当する額に相応する号俸の直近上位の号俸の俸給日額に昇給させ

ることが出来る。

4 前三項に規定する昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

5 第一項から第三項までの規定の実施について必要な事項は、政令で定める。

(進級)

第七條 海上警備官が進級した場合において受けるべき俸給日額は、左の各号の定めるところによる。

一 進級の直前に受けていた俸給日額が、別表第一に掲げる進級した階級における俸給の幅の最低号俸による額に達しない場合においては、進級した階級における俸給の幅の最低号俸による額に該当する額。

二 進級の直前に受けていた俸給日額が、別表第一に掲げる進級した階級における俸給の幅の最低号俸による額以上である場合(第三号及び第四号の場合を除く。)においては、進級した階級における俸給の幅のうち、進級の直前に受けていた俸給日額の直近上位の額。

三 進級の直前に受けていた俸給日額が、別表第一に掲げる進級した階級における俸給の幅の最高号俸による額と等しい場合においては、その額。

四 進級の直前に受けていた俸給日額が、別表第一に掲げる進級した階級における俸給の幅の最高号俸による額をこえている場合においては、進級の直前に受けていた俸給日額と同じ額(この額が別表第二の俸給日額の欄に掲げる額のいずれの額にも該

当しない場合においては、進級の直前に受けていた俸給日額の別表第二における直近上位の額)。

2 一等海上警備士補の階級以下の階級を有する者が、三等海上警備士の階級以上の階級を有する者に進級した場合における前項の規定の適用については、同項各号中「進級の直前に受けていた俸給日額」とあるのは「進級の直前に受けていた俸給日額に六十五円を加えた額」とする。

(降級)

第八條 海上警備官が降級した場合において受けるべき俸給日額は、左の各号の定めるところによる。

一 降級の直前に受けていた俸給日額が、別表第一に掲げる降級した階級における俸給の幅のうちにある号俸による額に該当する場合においては、その額。

二 降級の直前に受けていた俸給日額が、別表第一に掲げる降級した階級における俸給の幅のうち、いづれの号俸による額にも該当しない場合(第三号の場合を除く。)においては、降級した階級における俸給の幅のうち、降級の直前に受けていた俸給日額の直近下位の額。

三 降級の直前に受けていた俸給日額が、別表第一に掲げる降級した階級における俸給の幅の最高号俸による額をこえている場合においては、降級した階級における俸給の幅の最高号俸による額。

2 三等海上警備士の階級以上の階級を有する者が、一等海上警備士補の階級以下の階級を有する者に降級した場合における前項の規定の適用については、同項各号中「降級の直前に受けていた俸給日額」とあるのは「降級の直前に受けていた俸給日額から六十五円を減じた額」とする。

第九條 新たに海上警備官となつた者には、その日から俸給を支給する。但し、海上警備官以外の国家公務員が就職し、即日海上警備官となつたときは、その翌日から俸給を支給する。

2 海上警備官が昇給その他の事由により俸給の額に異動を生じたときは、その日から異動に係る額の俸給を支給する。

3 海上警備官が離職し、又は死亡したときは、その日まで俸給を支給する。

第十條 海上警備官の俸給は、その勤務した日についてのみ支給する。但し、政令で定める日については、勤務しなかつた日でも支給することが出来る。

(扶養手当)

第十一條 三等海上警備士補の階級以上の階級を有する海上警備官には、その者に扶養親族がある場合には、扶養手当を支給する。

2 前項の扶養親族は、左に掲げる者で、他に生計のみがなく、且つ、主として同項の海上警備官の扶養を受けているものとする。

一 配偶者婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。

二十八歳未満の子及び孫
三十六歳以上の父母及び祖父母
四十八歳未満の弟妹
五 不具麻族者

3 扶養手当の額は、前項第一号に掲げる者については日額二十円、その他の者については日額十五円(十八歳未満の子一人については日額二十円)とする。

第十二條 新たに前條第一項の海上警備官となつた者に扶養親族がある場合においては、当該海上警備官は、直ちにその旨を海上保安庁長官又はその委任を受けた者に届け出なければならない。同項の海上警備官に左の各号の一に該当する事実が生じた場合においても同様とする。

一 新たに扶養親族たる要件を具備するに至つた者がある場合
二 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合

2 扶養手当は、新たに前條第一項の海上警備官となつた者に扶養親族がある場合においては、その者が同項の海上警備官となつた日から、同項の海上警備官に前項第一号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日から、それそれの支給を開始し、又は、当該事実の生じた日から三十日を経過した後においてこれに係る同項の届出がされたときは、その届出を受理した日からその支給を開始し、又はその支給額を改訂する。

3 扶養手当は、前條第一項の海上警備官に第一項第二号に掲げる事実が生じた場合においては、その

事実の生じた日の翌日以後は支給しない。

(乗船手当)

第十三條 海上警備隊の使用する船舶に乗り組むことを命ぜられた海上警備官には、乗船手当を支給する。

2 前項の乗船手当は、その乗船した日についてのみ支給する。但し、政令で定める日については、乗船しなかつた日でも支給することが出来る。

3 第一項の乗船手当の額は、その者の受ける俸給の百分の二十五以内(船舶の機関部において職務を行う一等海上警備士補の階級以下の階級を有する者については、百分の三十五以内)において政令で定める額とする。

(航海手当)

第十四條 海上警備隊の使用する船舶に乗り組むことを命ぜられた海上警備官には、その者が乗る組む船舶が、海上保安庁長官が定める定けい港を出港した日から当該定けい港に帰着するまでの航海を行う日について、航海手当を支給する。

2 前項の航海手当の額は、別表第三に定める額(船長又は船舶の編成の指揮者の職務を行う海上警備官については、別表第三に定める額にその十分の二を加えた額)とする。

3 第一項の海上警備官には、同項の航海について、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第十四号)に規定する旅費を支給しない。

(營外手当)

第十五條 一等海上警備士補、二等海上警備士補又は三等海上警備士補の階級を有する海上警備官には、その者が海上保安庁法第二十五條の二十一の規定により海上保安庁長官の指定する集团的居住場所以外の陸上の場所に居住する場合には、その居住する日について、営外手当を支給する。

2 前項の営外手当の額は、日額六十五円とする。

3 第十條の規定は、第一項の営外
手当について準用する。

(食事の支給)

第十六條 政令で定める海上警備官
には、政令で定めるところにより
食事を支給する。

(被服の貸与等)

第十七條 海上警備官には、その職務の遂行上必要な被服その他これらに類する有価物を支給し、又は無料で貸与する。

2 前項の有価物の範圍及び數量並びに有価物の支給又は貸与を受ける海上警備官の範圍は、政令で定める。

(療養)

第十八條 海上警備官が公務によらないで負傷し、又は疾病にかかつた場合には、国は、国家公務員共済組合法第三十條及び第三十一條の例により療養を行う。

第十九條 三等海上警備士補

以上の階級を有する海上警備官で、寒冷地に在勤して常時勤務に服し、又は寒冷地に海上保安庁長官が定める定けい港を有する船舶

に乗り組むものには、予算の範囲内で寒冷地手当を支給する。

2 前項の海上警備官で北海道に在勤し、又は北海道に海上保安庁長官が定める定め、い、港を有する船舶に乗り組むものには、予算の範囲内で石炭手当を支給する。

3 第一項の寒冷地手当及び前項の石炭手当については、国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律(昭和二十四年法律第二百号)第二條第一項から第三項まで及び第三條第一項の規定を準用する。この場合において

て 同法第二條第一項中「職員の俸給の月額と扶養手当の月額との合計額の百分の二十に相当する額の四月分」とあるのは「海上警備隊の職員」の給与等に関する法律に規定する俸給月額、扶養手当の月額、乗船手当の月額（寒冷地手当の支給の日について乗船手当の支給を受ける者に係るものに限る。）及び営外手当の月額（寒冷地手当の支給の日について営外手当の支給を受ける者に係るものに限る。）の合計額に二十四を乗じた額」と読み替へる。

(休職者の給与)

第二十條 海上警備官が公務上負傷

し又は癆病にかかり、長期の休養を要するため休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給、扶養手当及び賞外手当(以下本條及び次條において「俸給等」という。)を支給する。

2 海上警備官が結核性疾患にかかり、長期の休養を要するため休職にされたときは、その休職の期間

が満二年に達するまでは、これに俸給等の百分の八十を支給することができる。

3 海上警備官が前二項以外の心身の故障により、長期の休養を要するため休職にされたときは、その休職の期間が満一年に達するまでは、これに係給等の百分の八十を支給することができる。

4 海上警備官が刑事事件に関し起訴されたため休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給等の百分の六十以内を支給することが出来る。

5 海上警備官が海上保安庁法第二十五條の十三第一項各号に規定する場合以外の場合に休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給等の百分の七十以内を支給することができる。

(海上警備官以外の隊員の等級)

第二十一條 海上警備官以外の隊員の等級は、一級から十四級までとする。

2 前項の隊員の等級の上下は、一級を最も下の等級とし、二級を一級の上の等級とし、三級を二級の上の等級とし、以下この例にならうものとする。

(海上警備官以外の隊員の俸給等)

第三十二條 海上警備官以外の隊員
には、俸給、扶養手当、勤務地手
当、超過勤務手当、休日給及び夜
勤手当を支給する。

2 前項の隊員の俸給については、第四條から第六條まで、第七條第一項、第八條第一項及び第二十條並びに一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十

五号)第九條の二、第十五條及び第十九條の規定を準用する。この場合において、この法律の規定中

「階級」とあるのは「等級」と、「俸給月額」とあるのは「俸給月額」と、「別表第一」とあるのは「別表第四」と、「別表第二」とあるのは「別表第五」と、第六條第一項第一号は「現に受ける俸給月額と直近上位の俸給月額との差額（以下「差額」という。）が四百円未満である者にあつては、六月以上」と、同項第二号は「差額が四百円以上千円未満である者にあつては、九月以上」と、同項第三号は「差額が千円以上である者にあつては、十二月以上」と、第二十條第一項中「管外手当」とあるのは「勤務地手当」と読み替へる。

3 第一項の隊員の扶養手当、勤務地手当、超過勤務手当、休日給及び夜勤手当については、第二十條並びに一般職の職員の給与に関する法律第十一條、第十一條の二、第十二條第一項から第三項まで及び第十五條から第十九條の二までの規定を準用する。この場合において、第二十條第一項中「営外手当」とあるのは「勤務地手当」と、一般職の職員の給与に関する法律第十一條の二第二項中「各庁の長」とあるのは「海上保安庁長官」と、同法第十九條の二中「人事院規則」とあるのは「政令」と読み替へる。

(海上警備官以外の隊員の寒冷地手当及び石炭手当)

第二十三條 海上警備官以外の隊員で寒冷地に在勤して常時勤務に服するものには、予算の範囲内で寒

冷地手当を支給する。

2 前項に規定する隊員で北海道に在勤するものには、予算の範囲内で石炭手当を支給する。

3 第一項の寒冷地手当及び前項の石炭手当については、国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に關する法律第二條及び第三條第一項の規定を準用する。こ

の場合において、同法第二條第四項中「一般職の職員^ノの給与^ノに関する法律」とあるのは「海上警備隊の職員^ノの給与^ノに関する法律（昭和二十七年法律第 号）」と読み替へる。

(勤務時間及び休暇)

第二十四條 隊員の勤務時間及び休暇は、これらの者の健康の保持及び福祉の増進を考慮して政令で定める。

（過去の商刊）

第二十五條 恩給法の適用については、三等海上警備士上の階級以上のの階級を轉する海上警備官は、同法第二十條第一項に規定する文官とし、一等海上警備士補の階級以下の階級を有する海上警備官は、同法第二十三條に規定する警察監獄職員とする。

2 恩給法第五十九條の規定は、海上警備官については、適用しない。

3 海上警備官についての恩給法の規定の適用については、俸給日額の三十倍に相当する金額をその号俸に対応する俸給の月額とする。

4 隊員についての恩給法第五十九條ノ三の規定の適用については、同條第一号は、「一 同一ノ階級

別表第五

号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額
一	三、六〇〇 _四	二五	七、一〇〇 _四	四九	一六、〇〇〇 _四
二	三、七〇〇	二六	七、三〇〇	五〇	一六、六〇〇
三	三、八〇〇	二七	七、五五〇	五一	一七、二〇〇
四	三、九〇〇	二八	七、八〇〇	五二	一七、八〇〇
五	四、〇〇〇	二九	八、〇五〇	五三	一八、四〇〇
六	四、一〇〇	三〇	八、三〇〇	五四	一九、〇〇〇
七	四、二〇〇	三一	八、六〇〇	五五	一九、六〇〇
八	四、三〇〇	三二	八、九〇〇	五六	二〇、四〇〇
九	四、四〇〇	三三	九、二五〇	五七	二一、二〇〇
一〇	四、五〇〇	三四	九、六〇〇	五八	二二、〇〇〇
一一	四、六〇〇	三五	九、九五〇	五九	二二、八〇〇
一二	四、七五〇	三六	一〇、三〇〇	六〇	二三、六〇〇
一三	四、九〇〇	三七	一〇、六五〇	六一	二四、四〇〇
一四	五、〇五〇	三八	一一、〇〇〇	六二	二五、二〇〇
一五	五、二〇〇	三九	一一、四〇〇	六三	二六、二〇〇
一六	五、三五〇	四〇	一二、二〇〇	六四	二七、二〇〇
一七	五、五〇〇	四一	一二、六〇〇	六五	二八、二〇〇
一八	五、七〇〇	四二	一三、〇〇〇	六六	二九、二〇〇
一九	五、九〇〇	四三	一三、五〇〇	六七	三〇、三〇〇
二〇	六、一〇〇	四四	一四、〇〇〇	六八	三一、四〇〇
二一	六、三〇〇	四五	一四、五〇〇	六九	三二、五〇〇
二二	六、五〇〇	四六	一五、〇〇〇	七〇	三三、六〇〇
二三	六、七〇〇	四七	一五、五〇〇		
二四	六、九〇〇	四八			

又ハ等級ニ於テ其ノ階級又ハ等級ニ於ケル俸給ノ幅ノ最高額ヲ超エ昇給シタル者ニ付テハ海上警備隊ノ職員の給与等に関する法律別表第二又ハ別表第五ニ掲グル一号俸又ハ二号俸上位ノ号俸ヲ前條第一項ノ一号俸又ハ二号俸上位ノ号俸トス」とする。

(国家公務員共済組合法の特例)

第二十六條 海上警備官が第十八條の規定により療養を受けた場合には、国家公務員共済組合法に規定

する共済組合は、同法第三十條及び第三十一條の規定による療養を行わない。

附則

- この法律は、公布の日から施行し、海上保安庁法の一部を改正する法律(昭和二十七年法律第 号)施行の日から適用する。
- この法律の施行の日から六月以内に海上警備官以外の国家公務員である者が海上警備官になつた場合におけるその者の俸給は、第五

條の規定にかかわらず、その者の従前の俸給を考慮して政令で定める額とする。